

指定無線設備の購入者の皆様へ

(販売店名又は販売者名)

1 無線局を開設するには免許が必要

お客さまがお買い上げになった無線設備は、電波法令により指定無線設備となっております。この無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは、総務大臣の免許を受けなければなりませんので御注意下さい。(電波法第4条)

指定無線設備とは

- ① 26.1MHzを超え28.0MHz未満の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備
- ② 144MHz以上146MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備
- ③ 430MHz以上440MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備
- ④ 889MHzを超え911MHz未満の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備
- ⑤ 718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は、2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を送信に使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するためのもの。

ただし、次のものは除かれます。

- ・無線電話以外の無線設備
- ・27.524MHzの電波を使用する注意信号発生装置を備え付けている無線設備
- ・航空機に施設された無線設備
- ・基地局または陸上移動中継局に使用される無線設備が送信する電波を受信することにより、送信が制御される無線設備
- ・電波法第4条各号に掲げる免許を要しない無線局の無線設備（発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備、技術基準適合証明マークのある市民ラジオの無線局の無線設備等）

2 免許を受けずに開設し、又は運用した場合は罰則あり

無線局の免許がないのに、無線局を開設し、又は運用した者は、電波法により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。(電波法第110条第1号)

3 免許を受けるには免許申請が必要

無線局の免許を受けるには、免許申請書を総合通信局に提出して、免許の申請を行うことが必要です。詳しくは、総合通信局にお問い合わせください。

管轄区域	免許の申請書を提出すべき総合通信局等の名称、所在地及び電話番号
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局（無線通信部陸上課） 〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話 096-326-7865